新潟市「北陸応援割にいがたクーポン配布事業」加盟店同意事項

（１）次にあげる事業者は対象外とする。

a．性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第２条第5項）に規定する営業を行う者

b．特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

c．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号） 第２条第２号に該当する暴力団及び同条第６号に該当する暴力団員が関与する者

d．上記のa～cに加え、市が対象外とすることが適当であると認めた者は、登録前後を問わず登録取り消しができる。

（２）クーポン券の対象とならないもの

　・宿泊にかかる料金

　・出資や金融商品の購入（有価証券等）

・国・地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）

・換金性があり、広域的に流通しうるものの購入（例：クーポン券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、金や銀等）

・タバコの購入（たばこ事業法に規定する製造たばこは定価以外の販売ができないため）

・事業活動に伴う経費の支払い

・資産形成となるものや地代等の支払い（土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場代等）

・クーポン券の現金化、金融機関への預け入れ

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る支払い

・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

・新潟市有料指定ごみ袋、収入印紙（粗大ごみ）の購入

・クーポン券を担保に供し、または質入すること

・その他、法律でクーポン券による購入が禁じられている商品や、加盟店による除外商品

※加盟店が除外商品と定める場合は、予め消費者が認識できるよう店舗内に明示すること。

（３）加盟店の責務等

・店舗引渡し後におけるクーポン券の盗難、紛失、滅失に対して市は責を負わない。併せて、受け取ったクーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等の損失は加盟店の責務とする。

・加盟店であることが明確になるよう、市が指定する掲示物（チラシ）を店頭付近に貼付する。

・クーポン券の提示を受けた際、クーポン券の額面に応じ現金同様の取扱いを行う。なお、クーポン券の受領に際しての釣銭は支払わないものとする。

・受領したクーポン券は、事業終了後、指定された期日までに「加盟店用換金依頼書」と併せて事務局に送付すること。（※市から後日、クーポン券と同額の支払いを行います。）

・使用者が持ち込んだクーポン券について「偽造防止がない」、「色合いが明らかに違う」など偽造されたと疑わしい場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに「新潟市北陸応援割にいがたクーポン事務局」まで報告すること。但し、こうしたクーポン券を受領した場合、加盟店の責務とする。

・クーポン券を受取った時は、他店での再使用を防止するため、原則、裏面の所定欄に加盟店名を記入することとし、既に加盟店の記入がある場合は、受取りを拒否する。

・クーポン券の保管並びに管理には、細心の注意を払うこととする。

・その他、本事業の目的に反することはできない。

（４）その他留意事項

・利用期限を過ぎたクーポン券は無効とする。

・クーポン使用後（加盟店名の記入後）の返品は不可とする。

・現金との引換え、交換は不可とする。

・本クーポン券は新潟市内の加盟店の使用に限る。